

砺波広域圏事務組合障害者活躍推進計画

機関名	砺波広域圏事務組合事務局、クリーンセンターとなみ、南砺リサイクルセンター、水道事業所
任命権者	砺波広域圏事務組合 管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
砺波広域圏事務組合における障害者雇用に関する課題	砺波広域圏事務組合においては、各施設の職員数が10人程度で、職員総数が40人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 また、組織的な体制整備も特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	○計画期間内に新たに障害者（1名）の採用を目指す。 （評価方法）採用者全員に対し、障害者であることの申告を呼びかける。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として事務局総務課庶務係長を選任する。 （令和元年9月12日に選任済） ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、掲示等により周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○新規採用以降定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○初級職の障害者枠採用試験の実施や、障害者会計年度任用職員の募集・採用を行うなど、多様な任用形態の確保に向けた取組みを推進する。 ○初級職の障害者枠採用試験の実施にあたり、障害者からの要望を踏まえ、筆記試験における点字対応や面接試験における要約筆記者の配置など、障害特性への配慮を行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。

	・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。